

## E T F 流動性向上プログラムについて（案）

平成 22 年 9 月 21 日  
株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
I 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国 E T F 市場の拡大及び流動性向上のため、当分の間、当社の定めるところにより、「E T F 流動性向上プログラム」を導入することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プログラムに係る適用申請期間は、施行後 2 年間とする。</li> </ul>
II 概要		
1 対象 E T F	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に上場している又は今後上場する E T F のうち、本プログラムの適用を申請した E T F。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請は当社が定める申請書の提出をもって行い、申請後は当社がその旨を公表する。</li> </ul>
2 年賦課金	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プログラムの適用を受ける E T F については、適用期間に係る年賦課金を、6 か月間毎に純資産総額の万分の 8 を納入することとし、6 月末日時点の純資産総額を基準として算出した金額を 8 月末日に、12 月末日時点の純資産総額を基準として算出した金額を翌年 2 月末日に、それぞれ納入する。</li> <li>新規上場時より本プログラムの適用を受ける E T F については、上記にかかわらず、当該 E T F が 1 月 1 日から 6 月末日までの間に上場された場合の同年 2 月末日に納入する年賦課金及び 7 月 1 日から 12 月末日までの間に上場された場合の同年 8 月末日に納入する年賦課金はこれを免除する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プログラムの適用を受けない E T F の年賦課金は、従来どおり 1 年毎に純資産総額の万分の 0.75 とし、前年の 12 月末日（当該日の翌日以降に上場した場合は上場日）時点を基準として算出した金額を年 2 回に分けて、2 月末日及び 8 月末日に、半額ずつを納入する。</li> <li>本プログラムの適用を受けない E T F については、従来どおり、当該 E T F が 1 月 1 日から 6 月末日までの間に上場された場合にはその半額、7 月 1 日から 12 月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。</li> <li>新規上場時より本プログラムの適用を受ける E T F の新規上場時の上場手数料については、従来どおりとする。</li> </ul>
3 報奨金		
(1) 支払金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象 E T F の純資産総額の万分の 7 を、6 か月間の売買に係る報奨金の支払原資とし、当該支払原資を支払対象取引参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報奨金の支払原資の算定に係る純資産総額は上記年賦課金の場合と同じ時点を基準とす</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(2) 支払対象取引参加者  4 適用期間	<p>者の6か月間の売買代金で比例按分して支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象ETFにおける、6か月間の売買代金上位5位（当該銘柄の指定参加者を除く）に対して支払う。</li> <li>・ 本プログラムの適用期間は2年間を目安とする。</li> </ul>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用申請直後は、6か月未満となる場合がある。</li> <li>・ 1～6月の取引分を9月に、7～12月の取引分を翌年3月に、それぞれ支払う。</li> <li>・ 上記支払時期を勘案しながら、2年間を目安に当社がその都度定める。</li> </ul>
III 施行日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年10月を目途に施行する。</li> </ul>	

以 上